

## 随意契約理由書

件名	北神線ITV・気象防災設備予備品購入
契約の相手方	アイテック阪急阪神株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>当該ITV・気象防災設備は、谷上駅の列車出発時の映像や運行に係る気象情報等を谷上指令所へ表示するものであり、列車の運行を維持するための重要な設備である。この度、北神線のITV・気象防災設備の機能を西神・山手線へ移転することとなり、今後の維持管理を考慮し、必要な予備品を購入するものである。</p> <p>当該設備はアイテック阪急阪神製であり、必要な初期設定や品質の保証は、上記契約先でしかできない。よって上記契約先と随意契約するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 信号通信係 (電話番号 078-791-9729)